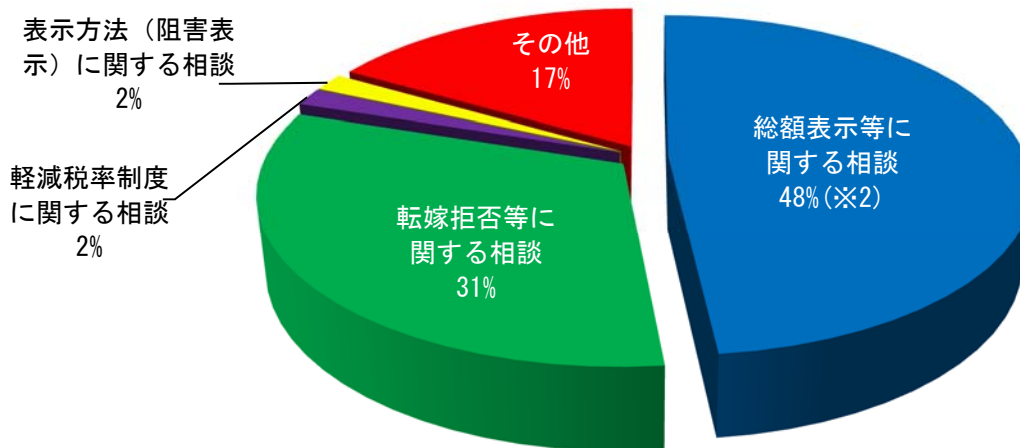


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 12 月(12/1～12/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

12 月の相談件数：電話 60 件、メール 0 件
【相談内容（全 60 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 事業者です。消費税率 10%への引上げが平成 31 年 10 月 1 日に延期されましたが、注文住宅などの工事を受注する場合、いつまでに契約すれば 8%の消費税率が適用されることになりますか。

A. 平成 31 年 10 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等については、経過措置が適用される取引を除き、原則として 10%の消費税率が適用されます。

請負工事に係る適用税率については、平成 25 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に締結した工事に係る請負契約に基づき、平成 31 年 10 月 1 日以後に工事が完了するものは、8%の消費税率とする経過措置が設けられています。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 個人事業者です。取引先から転嫁拒否に該当すると思われる行為を受けているので調査をお願いしたいと考えているのですが、当方が調査をお願いしたことが取引先に露見することはないでしょうか。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 28%、消費税一般に関する相談が 72%

A. 総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知しています。

消費税転嫁対策特別措置法第 14 条第2項では、同法に違反する疑いのある行為に関する情報を国等に通報した者(以下「情報提供者」という。)の保護等に関し万全の措置を講ずるものとしてされているところ、御懸念されていることが生じないよう、総合相談センターにおいても情報管理の徹底の措置を講じています。また、調査を担当する省庁においても同様の措置が講じられているほか、調査の際に情報提供者が取引先に分からないよう注意して調査を行うことにより、情報提供者の保護に万全の措置が講じられています。

Q. 事業者です。取引先事業者に対し税抜の納入単価を小数点以下2桁で提示し、これに消費税率を上乗せした税込単価(小数点以下4桁となる)に月ごとの取引数量を乗じて得た金額の1円未満の端数を切り捨てて支払うことを考えています。このような端数処理の方法は消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)に対して支払う取引金額(支払総額)について、1円未満の端数を切り捨てて支払うことは、問題ありません。

ただし、1円以上の単位で端数を切り捨てる場合は減額として消費税転嫁対策特別措置法上問題となりますので注意してください。

○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 海外から製品を買い付け、国内消費者に販売している事業者です。ホームページ上で、「海外からの輸入品のため、消費税はかかりません。」と表示することは消費税転嫁対策特別措置法上問題になりますか。

A. 輸入品であっても、事業者が国内において商品を販売する場合には、消費税が課されることとなります。

そのため、「消費税はかかりません。」との表示は、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがある表示に該当し、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610